

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月四日

埼玉県下水道事業管理者 北田健夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「次項及び第三項において」を削り、「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条中第五項を第八項とし、第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいづれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 非常勤職員以外の職員にあっては、一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内。非常勤職員にあっては、一年につき当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十三条の四 管理者は、職員の育児休業等に関する条例第三十四条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「第一項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第一項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十四条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生

の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

2

管理者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下この項において「第二項申出職員」という。）に対して、第二項申出職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間の内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 第二項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

- 3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和八年三月三十日までの間において、職員がこの規程による改正後の第十三条第二項第二号に掲げる範囲内で同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における同条第二項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十」とあるのは「五」とする。

- 3 管理者は、施行日前においても、この規程による改正後の第十三条の四第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。